

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 10 月 28 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	スポーツクラブにおけるバイオマスボイラーへの更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	株式会社ソプラティコ
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	株式会社ソプラティコ（北海道小樽市花園 4 丁目 17 番 3 号）
事業の概要	本事業では、スポーツクラブの給湯の熱源として化石燃料（A 重油）に代わり廃食油を使用するボイラーへ更新することで CO2 排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	●方法論 001 2011 年度： 151 tCO2/年 2012 年度： 275 tCO2/年 （事業実施期間合計 426 tCO2）
国内クレジット 認証期間	開始日 2011 年 9 月 13 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：北海道小樽市花園 4 丁目 17 番 3 号</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2011 年 10 月 11 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問時に既存設備の設置年月日を確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、5.7 年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数の算出については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者は、フィットネスクラブの運営・管理をしている。今回、排出削減事業を実施する事業所は、会員数 1400 名以上、営業時間 4500 時間／年以上の施設である。当然ながら給湯用に使用する燃料（A 重油）も多く使用していた。事業者は、近年の A 重油価格の高騰により、燃料費の経費削減策とあわせ環境対策として CO2 の削減を検討していた。そのような時に、設備業者から CO2 排出量を削減することができる廃食油を燃料としたバイオマスボイラーの導入と国内クレジット制度を活用する提案を受け、検討を行った結果、本事業を実施するに至った。また、国内クレジット制度の活用により投資回収年数の短縮が図れることをも本事業を実施の要因のひとつであることを確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者は、自主行動計画に参加していないことを、事業者へのヒアリングにより確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 001 ボイラーの更新</p> <p>適用条件 1 については、バイオマス（廃食油）への燃料転換のため、ボイラー効率の改善には問われていない。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラー設置より 20 年以上が経過していたが、定期的に点検・メンテナンスを行っており、また、更新前まで既存のボイラーが稼動していたことを現地視察時に確認した。</p> <p>適用条件 3 については、当排出削減実施場所の周辺は一般住宅であることを現地視察時に確認した。これより、事業実施後のボイラーで生産した熱は自家消費のみに使用していることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。ベースラインエネルギー使用量は事業実施前の A 重油の使用量から求められている。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% を超えないことを、排出削減事業者への質問及び関係資料閲覧等から確認している。</p>
----------------------------	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・事業者が使用する廃食油は、北海道内の廃食油回収業者からの購入していることを事業者へのヒアリング及び契約書により確認した。

以上